

伊予市立中山中学校いじめ防止基本方針

令和7年4月1日

中山中学校は、生徒の尊厳を保持するため、学校・地域住民・家庭その他の関係者との連携の下、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を、「中山中学校いじめ防止基本方針」としてまとめ、ここに策定するものである。

いじめとは

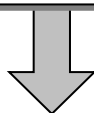
- 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめに対する基本理念

- いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

いじめの防止等に関する基本的な考え方

中山中学校では、「いじめはしない・させない・許さない」の考え方を基本に、「いじめは早期発見・早期対応・早期解消が重要」との姿勢の下、「地域とともに歩む学校」づくりを進めながら、市教育委員会、学校、家庭や地域、関係諸機関などの連携により取り組むものとする。



いじめの防止等のための組織と役割

中山中学校では全教職員で、学校対策委員会を組織し、学校関係者評価委員や関係機関と連携し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等、学校が組織的にその問題に取り組み、早期解消を図る。

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正をする。
- いじめの相談・通報の窓口としての役割とアンケートの実施など早期発見に努める。
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急職員会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

いじめの防止等のために教師に求められること

- ① いじめ問題に関する校内研修を充実し、いじめ問題に対する指導方法などについて教職員間での共通理解を図り、指導力の向上を図る。
- ② 生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを実践する。
- ③ 学力向上のためのわかる授業づくりを進め、すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。
- ④ 「いじめをしない・許さない」という強い意志を育てるために、いじめを自分のこととして多面的に考え、議論するような道徳の授業を積極的に行う。
- ⑤ 授業場面で生徒が活躍できるための授業改善をし、いじめをはじめとした生徒指導上の諸問題の未然防止につなげる。
- ⑥ 2分前になったら着席するという習慣や、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導など基本的な学習習慣の定着に努めさせ、規律と学力の基礎づくりであることを認識しておく。
- ⑦ 毎月1回、いじめに関するアンケートを実施し、いじめの早期発見・早期対応に努める。

いじめ防止等のために生徒に育む力

- ① 友人関係、集団づくりなどにより社会性を育成する。
- ② 他の生徒や大人との関わり合いを通して、生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気付かせる。
- ③ 互いに関わり合いながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められているという自己有用感を持たせる。
- ④ 生徒がストレスを生まない学校づくりを進めるとともに、少しのストレスがあっても負けない自信を育み、他者の尊重や感謝の気持ちを高め、ストレスをコントロールする力を育成する。
- ⑤ 生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めること、そして、自分たちでできることを主体的に考えて行動できる力を育てる。
- ⑥ 生徒会活動において、いじめに関わる問題を取り上げ、生徒が自主的に取り組む活動を取り入れる。



いじめ防止等のためにめざす生徒像

- 規律ある生徒
- 学力のある生徒
- 自己有用感のある生徒

いじめ防止対策年間計画

1 学期	・学校の「いじめ防止基本方針」の周知（PTA総会・学級PTA・ホームページ） ・「中山中ネットルール」の周知と指導 ・学校生活をよりよくするためのアンケート実施（毎月1回） ・教育相談の実施 ・いじめに関する校内研修 ・「いじめSTOP愛顔のこども会議」（伊予市）に参加
2 学期	・学校生活をよりよくするためのアンケート実施（毎月1回） ・教育相談の実施 ・いじめに関する校内研修 ・情報モラル教室 ・人権・同和教育参観日 ・いじめの問題について考える道徳、学級活動の実施 ・「いじめSTOP愛顔のこどもフォーラム」（愛媛県）に参加
3 学期	・学校生活をよりよくするためのアンケート実施（毎月1回） ・教育相談の実施 ・いじめに関する校内研修 ・薬物乱用防止教室、思春期教室の開催 ・「いじめ防止基本方針」の検証と見直し

早期発見

- ① 「いじめについてのアンケート調査」を毎月1回実施し、いじめの実態把握に取り組む。
- ② 休み時間や放課後の生徒の様子に気を配る。
- ③ 教職員と生徒の間で日常行われている日記等を活用し、実態を把握する。
- ④ 生徒の悩みを積極的に受け止めることができる相談体制を整備する。また、その充実を図るために、スクールカウンセラーや子どものための相談員、支援員との協力体制を確立する。
- ⑤ 学校以外の相談窓口について、周知する。
- ⑥ 生徒の変化に気付いた場合、職員会等で常に情報を共有・蓄積する。

いじめ事案への対処

- ① いじめを発見・通報を受けた時
 - ・ いじめと疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止めさせる。
 - ・ 生徒や保護者からいじめの訴えがあった場合には、真摯に受け止める。いじめの兆候がある場合には、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
 - ・ 発見・通報を受けた教員は、一人で抱え込まず、直ちに全教職員で情報を共有し、校長の指導・助言のもと、速やかに関係生徒から事情を聞きとり、いじめの有無を確認する。事実確認の結果を加害・被害生徒に連絡するとともに、今後の指導・支援体制を整え、組織として一貫した対応を行う。
- ② いじめられた生徒またはその保護者の支援
 - ・ いじめられた生徒・保護者から事実関係の聴取を行い、徹底して学校が守り通す姿勢を知らせ、本人・保護者の不安解消に努めるとともに、早急に職員会等で情報を共有し、全教職員で生徒を見守り、安全を確保する。
 - ・ 必要に応じてスクールカウンセラーなどの協力を得て、心のケアを図る。
 - ・ いじめが解消した後も、継続して本人の支援を行うとともに、家庭との連携を続ける。
- ③ いじめた生徒またはその保護者への指導・助言
 - ・ いじめた生徒から事実関係の聴取を行い、いじめを止めさせるとともに、再発を防止する措置を行う。
 - ・ いじめは許されないという毅然とした指導を行うとともに、被害者の気持ちや自己の行為を考えさせる指導及び助言を継続的に行う。
 - ・ 事実関係を確認したら、速やかに保護者に連絡するとともに、必要に応じて保護者の理解のもと、特別な指導計画による指導を行う。さらに、重大な事案の場合は、出席停止や警察との連携等の措置も行う。
- ④ 周囲の生徒に対しての指導
 - ・ 「いじめは絶対に許さない」という毅然とした教職員の姿勢を示し、学級全体で話し合い、いじめを根絶していこうとする態度を養う。
 - ・ いじめの「観衆」「傍観者」に対して、自分の問題として捉えさせる指導を行う。
- ⑤ インターネット上でのいじめへの対応
 - ・ インターネット上に不適切な書き込み等が発見された場合、早急に被害の拡大の防止策を講じる。
- ⑥ 重大事態のいじめが発生した場合
 - ・ いじめにより、生徒の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合、伊予市教育委員会に報告し、連携を取りながら措置を行う。

家庭に求めること	○ 子どもの立場に立って真剣に話を聞き、子どもの寂しさやストレスに気付きましょう。 ○ 子どもの様子が変わったと思ったら迷わず学校に相談し、協力して同一步調で取り組みましょう。 ○ けがや金品などの被害にあったら、速やかに学校へ相談しましょう。 ○ わが子がいじめの側にならないよう話をして聞かせましょう。
地域に求めること	○ 地域の子どもたちを温かく見守り、子どもたちに声をかけましょう。 ○ いじめやしてはいけない行為を発見したら、注意し、家庭や学校に連絡しましょう。 ○ 地域や学校の行事へ積極的に参加しましょう。 ○ 子どもたちは「地域の宝」です。地域の子どもたちにとっての安らぎの場としましょう。

「中山中ネットルール」

- な** 仲間外れにしない。
- か** 確認しよう自分の言葉
- や** 夜間の使用は10時まで
- ま** 全く知らない人と SNS をしない。
- ち** 近づけすぎず、明るいところで
- ゆ** 勇気を出して、既読スルーを気にせずスルー
- う** ウソ、悪口は書き込まない。

「中山中ネットルール ver2」

- な** なりすましに注意
- か** 確認しよう 送信前
- や** 約束を守って使いすぎに注意
- ま** 丸のみにしない 情報を
- ち** 著作権に気を付けて
- ゆ** 許さない 嘘、悪口
- う** うかつに開くな危険サイト